

新型コロナウイルス感染症対応について(第3報)

町民の皆さまへのお願い

- ・ 当分の間、緊急事態宣言の発令された対象地域への不要不急な外出を自粛してください。
- ・ 当分の間、緊急事態宣言の発令された対象地域から家族、親せき、知人などの帰省を自粛してください。

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が発令されました。

対象地域は、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県の7都府県で、期間は5月6日までとなります。

このような状況を踏まえ、湯沢町が対象地域のように感染源の分からない感染者が急増するような状況とならないためにも、当分の間、国内の感染防止及び町内の感染予防の観点から、緊急事態宣言の発令された対象地域への不要不急な外出や家族、親せき、知人などの帰省についても、自粛いただきますようお願いいたします。

引き続き、町民の皆様には、咳エチケットや手洗いなどの感染症対策を徹底するとともに、換気の悪い場所や人ごみの多い場所を避ける、不要不急の外出を控えるなど、感染予防に努めていただきますようご協力をお願いいたします。

■感染拡大を防ぐために

(1) 集団感染の共通点

「換気が悪く」、「人が密に集まって過ごすような空間」、「不特定多数の人が接触するおそれが高い場所」です。このような場所に集まることを避けてください。

(2) 日常生活で気をつけること

- ・人混みへの外出を避けてください。
- ・部屋の換気は定期的に行ってください。
- ・流水と石けんを使って、こまめに、ていねいに手を洗いましょう。
- ・くしゃみや咳がある方は、咳エチケットを守ってください。
- ・持病がある方（心臓、肺、腎臓、糖尿病、免疫の低下した方など）やご高齢の方は、できるだけ人混みの多い場所を避けてください。

■相談先

(1) 感染が疑われる方の相談窓口・・・新潟県の帰国者・接触者相談センター

次の症状がある方は、「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

- ・風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている
(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)
- ・強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある
- ※ 高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合

○平日（8時30分～17時15分） 土曜・日曜・祝日（9時～17時）

南魚沼保健所（管轄：南魚沼市、湯沢町） ☎025-772-8142

新潟県福祉保健部 健康対策課 ☎025-280-5200

●夜間（上記以外の時間帯）

南魚沼保健所（管轄：南魚沼市、湯沢町） ☎025-772-2600

新潟県福祉保健部 健康対策課 ☎025-285-5511

※夜間は警備員室につながります。電話番号をお伝えいただき、担当から折り返しご連絡します。

(2) 症状のない方やどこに相談したらよいか迷った方の相談窓口・・・

新潟県新型コロナウイルス感染症コールセンター

月曜～金曜（祝日を除く）8時30分～17時 ☎025-282-1754